

弘前藩の刑法典 (六)

— 寛政律 —

久 橋 本

目 次

はじめに

一 安永律

二 寛政律

(一) 『御刑法書之写』

(二) 『寛政律』(その一)

(三) 『寛政律』(その二)

(四) 『寛政律』(その三)

(五) 『寛政律』(その四)

[第六号]

[第七号]

[第八号]

[第十一号]

[第十三号]

[本号]

二 寛 政 律

(五) 『寛政律』(その四)

凡 例

一 弘前市立弘前図書館所蔵、岩見文庫本「GK三三三・五、

二六」を用いた。

表記法はほぼ前号に倣う。

一 便宜上、(一)(二)等の各項目に一・二・三……、各条文に

1・2・3……等の数字を付した。

一 他に便宜書きえた個所は「」で示した。

一 京大本に見られない文については、冒頭に※印を付した。

※御自筆之写

(未印)宮館藏

刑法帳沙汰之通申付る尤一体刑法之義兼而一定之点ニ得共猶其時宜ニ寄輕重之沙汰茂可有之事ニル且ケ條ニ適當之罪人有之ム〔虫損〕何連君臣之義を立父子之親に基キ總而人倫之義論し其時之沙汰致ル様依而必しも其ケ条ニ「不」可泥事ニル

寛政〔マニ〕月 覚

科人片付之義區々之沙汰有之ムニ付此度御刑法沙汰被仰付之申出之趣被遊 御聞届猶又以御自筆被仰付ル間致勘弁批判遂穿繫勸善懲惡ニ相成ル様沙汰可有之旨四奉行江能々可申含ム以上

三月

御用人中

御家老

※ 目 錄
〔一〕 〔二〕 〔未書〕 一 戸メ
〔二〕 〔三〕 一 鞭刑
〔三〕 〔四〕 一 同追放
〔四〕 一 徒刑

〔五〕 〔六〕 〔七〕 〔八〕 〔九〕 〔十〕 〔十一〕 〔十二〕 〔十三〕 〔十四〕 〔十五〕 〔十六〕 〔十七〕 〔十八〕 〔十九〕 〔二十〕 〔廿一〕 〔廿二〕 一	死刑 贖刑 五逆之事 老幼廢疾之事 一人にて二罪有之事 五軒組合列座可及ケ條之事 科人自身申出ム者 親族ハ罪を隠御用捨之事 親族輕重之事 罪可減者累減得事 婦人犯罪之事 不義財物取捌之事 同類之内出奔有之事 罪科加減之例 罰處之事 取押物之事
---	--

〔二二〕	「廿二」	一 人を謀而殺ひ者 〔未書〕
〔二三〕	「廿三」	一 親を謀て殺ひ者
〔二四〕	「廿四」	一 親族謀殺
〔二五〕	「廿五」	一 謀而主人ヲ殺者
〔二六〕	「廿六」	一 妻因而夫を殺者
〔二七〕	「廿七」	一 一家三人ヲ殺者
〔二八〕	「廿八」	一 頭分之者謀殺致ひ者
〔二九〕	「廿九」	一 咒詛毒薬之事
〔三〇〕	「卅」	一 打擲ニ而人ヲ殺者
〔三一〕	「卅一」	一 怪我ニ而人を殺者
〔三二〕	「卅二」	一 夫有罪之妻妾ヲ殺者
〔三三〕	「卅三」	一 人ヲ過而死を致者
〔三四〕	「卅四」	一 人殺之者内濟致ひ者
〔三五〕	「卅五」	一 嘘噏打擲ハ疵之輕重ヲ以罪を定ひ事
〔三六〕	「卅六」	一 痢療治之事
〔三七〕	「卅七」	一 勢ヲ以人ヲ打擲致ひ者
〔三八〕	「卅八」	一 下人主人ヲ打擲致ひ者
〔三九〕	「卅九」	一 妻妾夫ヲ打擲致ひ者 〔未書〕
〔四〇〕	「四十」	一 兄弟之打擲
〔四一〕	「四十一」	一 師匠を打擲
〔四二〕	「四十二」	一 父祖人ニ被打擲其子孫
〔四三〕	「四十三」	一 反打之事
〔四四〕	「四十四」	一 竊盜之事
〔四五〕	「四十五」	一 御城中入盜之事
〔四五〕	「四十六」	一 自分預物ヲ紛失致ひものゝ事
〔四六〕	「四十七」	一 御藏財物盗取ひもの
〔四七〕	「四十八」	一 強盜之事
〔四八〕	「四十九」	一 白昼人之物ヲ搶集ひ者之事 〔未書〕
〔四九〕	「五十」	一 馬盜之事
〔五〇〕	「五十一」	一 流木流失盜揚之事
〔五一〕	「五十二」	一 田野之穀物盗取ひ者之事
〔五二〕	「五十三」	一 盜人之宿致ひものゝ事
〔五三〕	「五十四」	一 入墨ヲ抜取ひ者之事
〔五四〕	「五十五」	一 盜杅之事
〔五五〕	「五十六」	一 謀書謀判いたしむ者
〔五六〕	「五十七」	一 役人ヲ似せしむ者之事

[六〇]	[五十八]	〔朱書〕一似セ金銀扱ひ者
[六一]	[五十九]	一枉法賄賂之事
[六二]	[六十]	一不枉法賄賂之事
[六三]	[六十一]	一〔マニ〕座賊之事
[六四]	[六十二]	一賄賂約諾致ひ者
[六五]	[六十三]	一賄賂行ひ者之事
[六六]	[六十四]	一茂合取立致私曲ひ者
[六七]	[六十五]	一隱田畠之事
[六八]	[六十六]	一田畠質入之事
[六九]	[六十七]	一田畠押領之事
[七〇]	[六十八]	一御収納遲滯
[七一]	[六十九]	一内借之事
[七二]	[七十]	一手越ニ訴状差出ひ者
[七三]	[七十一]	一無名之訴状之事
[七四]	[七十二]	一不実之事致訴状ひ者
[七五]	[七十三]	一親族相訴ひ者
[七六]	[七十四]	一子孫父母之教ニ背ひ者
[七七]	[七十五]	一訴状之腰推致ひ者
[七八]	[七十六]	一強訴之事
[七八]	[七十七]	〔朱書〕一隱津出之事
[八〇]	[七十八]	〔朱書〕一隱荷揚之事
[八一]	[七十九]	一隱商賣之事
[八二]	[八十]	一博奕之事
[八三]	[八十一]	〔朱書〕一御用事ヲ預合致ひ者之事
[八四]	[八十二]	一人之罪を輕重致ひ者
[八五]	[八十三]	一失火之事
[八六]	[八十四]	一御觸に背キひ者
[八七]	[八十五]	一不可為義ヲ致ひ者
[八八]	[八十六]	一科人手向致ひ者
[八九]	[八十七]	一科人出奔之事
[九〇]	[八十八]	一科人を隠ひ者
[九一]	[八十九]	一私ニ升秤造ひ者
[九二]	[九十]	一御闕所忍通ひ者之事
[九三]	[九十一]	一立歸ひ者之事
[九四]	[九十二]	一馬札紛失之事
[九五]	[九十三]	一姦淫之事
[九六]	[九十四]	〔マニ〕姦淫之事
[九七]	[九十五]	〔朱書補入〕僧尼犯姦之事
[九八]	[九十六]	〔朱書補入〕下人家長妻女ヲ姦ひ者

〔六〕

〔朱書〕
贖刑

過料三貫六百文

同四貫二百文

同四貫八百文

同五貫四百文

同六貫文

同十二貫文

同十五貫文

同十八貫文

同廿一貫文

同廿四貫文

同廿七貫文

同三十貫文

徒半年

同一年

同一年半

死罪ハ

右過料ハ老幼癱疾之類刑ニ不可行者并過ニ

而人ヲ殺或ハ疵付ム類相當之過料にて罪を

贖せ可申事

一過料之者若貧困ニ而上納難相成者ハ銅鉛

7

6

鞭三八

同六

同九

下同十六

上同十五

同十八

同廿一

同廿四

同廿七

同三十

同三十一

同三十四貫文

同三十五貫文

同三十六貫文

同三十九貫文

同四十貫文

〔書入〕
「死罪ト云ハ過
ニテ人ヲ殺モノ
ナリ」

〔七〕

山ヘ差遣一日六十文之積ヲ以夫役ニ使可申
〔朱書〕
事ニ老若癱病之類

8

〔朱書〕
五逆之事

一惡逆

祖父母父母を打擲致或ハ殺さん与謀并伯

叔父姑兄姉母方之祖母父ヲ殺し夫ヲ殺シ
者

二不道

一家之内死罪ニあらざる者三人ヲ殺并支
〔朱書〕
骸ヲ切ほときむコク切害致シものゝ事

一大不敬

御宗廟御飾物御召物等盜取シもの事

二不孝

祖父母父母之事ヲ訴或ハ悪口し父母之扱
不宜難済せしめしものゝ事

三不義

支配之者頭分之者ヲ殺し弟子として師匠
を殺しシムものゝ事

〔八〕

〔朱書〕
〔八〕

老幼廢失之事

〔書入〕

「御定書ニ。子心ニテ無弁人ヲ殺ム者十五

才迄親類江預ヲキ遠島。子心ニテ無弁火ヲ

附ム者同断遠嶋。盜致ム者大人ノ御仕置ヨ

リ一等輕ク可申付。十五才以下ノ無宿者途

中其外ニテ小盜斗致ム者非人ノ手ニ下。右

之通ニ御座ム然ハ子心ニテ弁ナク人ヲ殺ム

者○」

〔書入〕
〔九〕并火ヲ附ム者力死罪ニ不相成ムニ付隨

ヒ可申奉存ム得共公義ニテ幼少者ノ刑斗ニ

テ老人罪科ヲ犯ム節之御刑法相見不申ム老

人幼少者ノ義ハ何レモ同様ノ義与奉存ム間

寛政ノ御例ノ通ニテ可然奉存ム」

13

一歳七十才以上十五才以下并廢疾之者死罪以
下贖にて用捨可致年八十以上十才以下死罪

を犯ム者上聞之上時宜御沙汰可被仰付ム事

盜賊并人ニ疵付ム者贖を出セ可申事其余之

罪ハ御攝無ム九十以上七才以下ハ罪死に

至ムても刑を不可加事

但罪を犯ム節未老疾ニ無之ムとも事顯ム

節老疾ニム得者老疾ヲ以御沙汰可致事幼

少之節犯壯年ニ至ム而顯ムハ幼少之

〔書入〕
〔主殺親殺ハ
時宜御沙汰
被仰付ム〕

一六六

例を以沙汰可致事

〔書入〕
〔御定書安永ノ御例斟酌ニ十一才以上十四

才迄ノ者死罪ヲ犯ム節十五才迄親類ヘ置

預十五才ニ相成御仕ヲキ可被仰付ム事」

一廢疾之事物而人事ニはつ連ム片輪病人を云
也馬鹿乱心之類茂廢疾与可致事

〔九〕

〔朱書〕
〔九〕

科人ハ首從可分事

一二人以上申合犯罪ム節ハ其内趣意相企ム者

ハ首與致ム事其余ハ從与致ム事從之者ハ首

より罪一等を可減事尤本文ニ同類不殘与有
之ハ首從差別無之事〔朱書〕
〔十〕

一人ニ而二罪有之事

一凡而二罪共ニ頭ム節ハ重キ一ヶ条ヲ以罪を

定ム事若一罪先ニ頭既ニ刑を加ム後外之罪

頭ム節ハ輕キ者并同等之科ハ御沙汰不及若

跡ニ頭ム科重ムハ沙汰直し前罪之鞭數差

引發り鞭數斗刑ヲ加ム事

〔書入〕
〔但死罪已上ノ罪跡ヨリ相アラハレム時怪

我ニテ人ヲ殺ム分ハ前罪ヲ差引ム義本文同

〔一〇〕

〔朱書〕
〔一〇〕

一一人ニ而二罪有之事

様ノ義其外人殺強盜火附ノルイ過料ニ難相成死罪ハ跡ヨリ相アラハレムテモ差引ニ不相成死刑ニ行ヒム事」

「朱書」五軒組合連座ニ可及ケ条之事

- 〔二十一〕
21～17
一隠田畠 一隠津出 一盜相
一博奕之者 一隠賣買

右ヶ条之内罪を犯ム者組合之者ハ本人罪ニ相當を以過料ニ直し組合四軒より差出ム事

但組合四軒ニ不備ム者ハ四軒之割合を以不足分ハ用捨之事

〔書入〕前々々ノ御例斟酌ニ右五ヶ条相犯ム節村役ハ戸メノ代過料六百文町役日數五日戸メ可申付事」

〔二十二〕

- 〔朱書〕

一竊盜或ハ手段等ニ而人の財物を取其後過を悔ム而自身ヲ本人江返シムものハ上ニ申出

与同前其科可許事

〔二十三〕

- 〔朱書〕親族ハ罪を隠ム而も御用捨之部

24 一父母兄弟伯叔父姑夫婦との間罪有之隠ム而も御咎め無之

但其事洩ム而逃去しむる共不可罪事家來主人之為に隠ム同前之事其外妻之父母娘

聰夫之兄弟相隠ム而平人より罪三等を減可申事

〔二十三〕

- 〔朱書〕

科人自身申出ム者

22 一惣而惡事致ムものゝ事未顯以前自身申出に於て者其罪用捨被仰付ム事

但人を疵付或ハ物に寄不可償品并姦通之類ハ不許事

〔書入〕懲テ姦義事有之時同類又ハ加判人等ノ内

〔二十四〕

- 〔朱書〕

親族輕重之事

25 一本文ニ祖父母与有之ハ高祖曾祖同様之事孫

与有之ハ曾孫玄孫同様之事嫡孫承祖ハ父母与同様嫡母養母ハ実母同様之事

〔二十五〕

- 〔朱書〕

罪可減者ハ累減を得る事

26

一譬ハ罪を犯ムもの首与従与有之時其従之者
ハ罪一等を減ム上其者外ニ可減子細有之時
ハ又幾度も段々与減可申事

〔書入〕

「幼少者ハ夫役苦使ナラス又日數入牢尚更
ナリ然レハ女ノ罪犯幼少者ノ例ニモヨラス
残ル罪科ハ上納不成一日何ホト故數ニテ入
牢可然カ。御定書ニ隠賣女イタン者身上ニ
應シ過料ノ上百日手錠。女ハ追放致シヲキ
難ギ故必父兄ヘ預ヲキニ付父兄ヨリ差出
ムモ宣ム子ノ罪父ヘカヽリテモ如何ナレモ
女故死罪ノ外ハ鞭十五ニテスム故夫レニテ
モ然ランカ」

〔一七〕

〔朱書〕 不義之財物取捌之事

30

一財物之上ニ而罪を犯ム者本人相手ともニ罪
有之時も其財物没納可致事若相手方罪有之
本人罪無之時ハ其財物を本人ヘ返事
用得ムハ、贖可令出事若科人身死ム而品物
費シ用ム節者取立ニ不及事

〔書入〕

「但出奔致ム者ヲ頭取ト定ム時頭取死罪已
上ノ罪科ニ相アタリム分ハ同類ノ者ヘ刑ヲ

加ヘス本人召捕ム迄入牢致サセ置可申事尤
死罪以下ニ相アタリム分ハ本文ノ通刑ヲ加
可申事」

一六八

〔一六〕

〔朱書〕 婦人犯罪ヲム事

27

一婦人犯罪ハ鞭十五ニ不可過鞭十五回ニ相當
ム節ハ十五之鞭切ニ而殘數ハ過料ニ而罪を
可贖事

一婦人之鞭刑ハ襦半之上より打可申事

但姦淫之罪ハ衣を去リ直ニ可打事竊盜之

類ハ入墨可許事

〔書入〕
「但貧困ニテ贍難差出モノハ老人幼少モノ
贖不納ノケ条ヲ以テ沙汰可致事」

〔一八〕

〔朱書〕 同類之内出奔有之片口ニ相成ム者之事

31

一同類之内一人ハ出奔いたし一人ハ召捕ム節
ハ其者出奔致ムものを本人之旨申出別ニ證
人無之時ハ其者者従与致し刑を加ヘ可申事
其後出奔致ム者ヲ召捕ム而糺明致ム節最初
之者本人ニ相違無之ハ則首従与殘る刑を加

ム事

〔十九〕 罪科加減之例

32

一加とハ本罪之上へ猶加ヘ而重ク致ひ事減与
云ハ本罪之上ニ猶減而輕ク致ひ事

但減ひ節ハ四段之死罪三段之徒各一等与
致減ひ事鞭刑ニ至而ハ三鞭ツヽ之一等ヲ
減可申事加得ひ節ハ一段毎ニ一等与致ひ
事猶加罪ハ徒一年半鞭三十ヲ限ニ而加而
死ニ不為人死ニ可人ものハ其ケ條ニ其訛

断有之事

〔二〇〕

〔采書〕
〔廿〕

闕所之事

33 一闕所之事鞭三十以上專利欲ニ抱ひ者之科者
其利欲輕重ニ寄田畠或ハ家屋敷家財与欠所
可申付ひ事重罪ニも利欲ニ不抱者ハ律之ケ
条出ひ外ハ欠所不可致事

〔二一〕

〔采書〕
〔廿一〕

取押物之事

34 一物而禁を犯ひ物を取り義其掛役筋之者ニ無
之ニヘ共其品取押ひ者ニ被下ひ事其役筋ニ
而取押ひヘハ押もの多少ニ寄御賞被下置其
品ハ没納可致事几而犯禁之もの取押ひヘハ

何役ニ不抱一統其品ニ而取押ひ者ヘ被下置
ニ様同濟

但山方役人廻先犯禁之木品取押ひヘハ其
品入札拂被仰付不被下置ニ事尤向々役人
出會見分等ニ而過木等取押ひ節右出會山
方役人入加ルヘハ別段同様不被下置ニ事

文政元年寅ノ八月廿二日

〔二二〕

〔采書〕
〔廿二〕

人命 人ヲ謀而殺ひ者

35 一宿意を以謀而人ヲ殺ひ者其張本人ハ獄門加
擔手傳教ひ者斬罪加談斗ニ而手傳不致ひ者
ハ徒一年半鞭三十御例斟酌ニ徒老年半ニ三
十

36 一疵付ひ計ニ而不死時ハ張本人ハ斬罪加擔手
傳ハ徒一年半鞭三十

37 一謀而殺事行ひヘハ疵付不申ムヘ共張本人ハ
一本十里追放

一鞭三十加擔手傳之者ハ鞭十五

〔采書〕
〔御定書ニ差圖ヲイタシ人ヲ殺ひ者ハ下手
人ト御座ムケ条ハ則右ノ張本人ニ相當申
ム」

38

一右之張本人縦ハ其場ニ不臨ム共殺ム節ハ其身手ニ掛殺同様疵付ム節ハ手ニ掛疵付ハ然之事加擔之ものハ其場ニ不臨ムヘハ其場ニ臨ム者ヲ罪一等許可申事

39

一若因之財物を取ムヘハ強盜之律ニ隨張本人加擔之差別無ク不殘礲

〔貼紙○〕
〔點紙○〕

但同行内ニ而も財ヲ分不申ムヘハ謀殺之律にて捌ム事

〔貼紙○〕

一御定書ニ差圖ヲ致シ人ヲ殺ム者下手人ト

〔貼紙○〕

御サム者本文ノ張本人ニ相アタリ申ム。安

永ニハ遺恨有之殺ム者ハ下手人ト御座ム尚

又御定書ニ人ヲ殺ム者ハ下手人ト斗御座ム

ハモ一時ノ喧嘩打擣等ニテノ人殺ノ趣ニ相

聞申ム子サムハ御定書ニアハレモノ御仕置

ノケ条ニ遺恨ヲ以十人已上徒とふヲ結ヒ狼

セキノ上人ヲ殺ニ於テヘ頭取獄門但人ニ

疵付ムニ於ハ頭取死罪ト御座ム又人殺ノケ

条ニ自分ノ悪事可頗ム厭ヒ其人ヲ殺ムハ金

義シタル人〔貼紙○〕遺恨ヲフタミ切殺ム者ハ獄門

ト御座ム右ノ趣ヲ以テ評義ノ上前書ノ通相

〔貼紙○〕
〔定申ム〕

一安永寛政ノ御例

40

〔朱書〕
〔廿三〕

謀而親を殺ム者

〔書入〕
〔御定書斟酌ニ〕主殺親殺之者ヲ伴ヲ追放

申付ム者ヲ幼少故親類ヘ十五才迄預フキニ

処出家致度旨寺院ヨリ相願ムハ、伺ノ上出

家可申付事○」

一謀而親を殺ム者男女ニ不限肆之上鋸引婦人

夫父母ヲ殺ム者茂同前

〔書入〕
〔廿四〕
〔定申ム〕

一〔書入〕但出家ニ成ム迄住所定ヲキ他所へ参ム

節ハ伺差出ム様勿論御目見仕ム程ノ寺院ヘ

御定書ニ差圖ヲウケ人ヲ殺ム者ハ遠島ト御座ムケ条ハ安永ニ人ニ頗ム人ヲ殺ム者ハ斬罪ト御座ムケ条并寛政ニ加擔手傳イタシ人ヲ殺ム者斬罪ト申ケ条ト同様ニ御座ムシカレモ差圖ヲウケ人ヲ殺ムテモ人ヲ殺ム上ハ下手人ノカレカタク奉存ム間安永寛政ノ御

例ニ隨申ム」
〔貼紙○〕
〔御定寛ノ御例斟酌二人殺ニ手傳不致ムヘモ花擔イタシム者中追放尤人殺ノ手引致ム者ハ遠島但殺ム當人欠落イタシ於不出ハ下手人ト御座ムヘ比跡ヨリ當人出ムテハ其節ニイタリ活命相成カタキ義ニ付徒刑ニテ可然奉存ム」

ハ住職不仕セ若住職不仕ルテ不叶訣義有之
カ又上向ヘ罷出ム義有之ルハ、是又相伺御

沙汰ノ上被仰付ヘクル事」

但鋸引之者罪之次第建札致於往來道路肆

ル事三日往來之者勝手次第鋸引致セ右日
限相濟ム迄鋸引致ル者無之ル節ハ其節引

廻之上疎

〔書入〕殺字ノ誤字」

42 下 一親類之者妻子不殘遠追放家屋敷家財闕所

但子ニ而も別居之者ハ御用捨之事

41 上 一殺逆之事既ニ行ルヘ者從廻付不申ムとも疎
43 一親殺之者於自滅ハ死骸塩漬之上疎

46 一伯叔父姑之甥姪を謀殺致兄姉之弟妹を謀殺

「〔書入〕痴付ルヘハ獄門殺ルヘハ疎
痴付ルヘハ獄門殺ルヘハ疎」

〔書入〕御定書斟酌ニ手負ゼルハハ斬罪
コノ処獄門ト御座ルヘ共上ダ段々次第仕ル
ハハ斬ニテ宣様奉存ル」

〔47 なし〕

48 一伯叔父姑之甥姪を謀殺致兄姉之弟妹を謀殺
ル者ハ斬罪

〔書入〕律ニハ死ニ入不

申ム間死罪ニテ
可然カ」

〔書入〕コノケ条御定書ニ子ヲ殺ム同様ニ御座ル
安永ニハ弟ヲ故ナク我儘ニ殺ルヘハ斬ト御

座ル得共是又寛政ノ御例ニテ宣様奉存ル」

〔二五〕

〔朱書〕〔廿五〕謀而主人を殺ル者

49 一謀而主人を殺ル者男女ニ不限肆之上鋸引疵

付ルヘハ凡而子父母ヘ對ル与同然之事

50 一下人他之主人を殺ル者疎但下人主人より暇
出外奉公致罷在本之主人殺ル者他之主人殺

ル與同様之事

〔二六〕

〔朱書〕〔廿六〕姦ニ因テ夫を殺ル者

45 一婦人夫之父母を殺ル而も右同様之事

一手負セル者ハ獄門
一切カリ打カリム者ハ断罪」

51

一妻妾他人与姦通致依而夫を殺ル者引廻之上
磔姦婦ハ獄門若男之手段マ、ニ而女謀知らず
与クいへとも女斬罪又女之手段計ニ而男其謀
不知時ハ唯姦夫之刑ニ一等を加て罪ニ行ム

事

〔書〕
御定書

姦ニヨリテ夫ニ疵付ル者ハ男女共獄門

52

一妻妾人与姦通致ルヲ現在姦通之處ニ而己見
届ケ則時に殺ル者ハ御咎無之事若其場を立
去ル後訴茂無之擅ニ殺ル者喧咤ニ而人を殺
レと同様之事

〔書〕
御定書〔蜜〕
夫ヲ殺妻存命ニハ、妻死罪

〔但モシ夫ニケ去ルヘハ妻ハ夫ノ心次第」

〔廿七〕

〔朱書〕
「廿七」
一家三人ヲ殺ル者

53

一家之内非死罪人三人ヲ殺并人の死骸ヲ切
ほときむこく殺害致ル者引廻之上磔家財欠
所死マ、ニ之家江被下置ル事妻子遠追放加增致
い者手傳致ル者共獄門

但追放之事別居之子ハ御用捨之事

54

一支配之者頭分之者殺さん与謀既ニ行ムハ
徒半年鞭三十疵付ルヘハ斬殺ルヘハ疎

〔二九〕
〔朱書〕
「廿九」
咒詛毒藥

〔書〕
御定書ニ毒藥ヲ用ムとも其毒ニアタラス
其モノ死セサルニ於テハ。徒一年半ヘン三
十」

55

一咒詛調伏等を以人を殺さん与謀ル者ハ謀殺
之律ヲ以罪ニ行ム事若唯人ヲ苦めん与謀ル
ハ二等を減ル事毒藥用ムも同然之事毒藥買
未用之ハ鞭三十其事知り薬を賣ル者同罪不
知時ハ御咎無之

〔三〇〕

〔朱書〕
「卅」
打擲にて人を殺ル者

56

一元ル巧ム而殺ル心ニハ無之一時喧咤打擲ニ
而人を殺ル者ハ斬罪尤相手之方理不尽之致
方ニ而不得止事於切害ハ相手親類名主詮議
之上殺ル者平日不法者ニ相違無之ハ、死

罪二等を減可申事

〔書入〕「本ニ但御家中召使ノ者ハ被殺ル者ノ主

人ノ願無ニムハタトヒ親ルイヨリ願ル共差

許申間敷ル」

57 一 同謀而人を打擲致ル因而死ニ至リルヘハ急

所之疵を得させル者ヲ解死人ニ可致事

但最初事を企ル者ハ徒一年半鞭三十余人

者何連茂鞭十五

〔書入〕「一本ニ急所ノ疵ヲ附ル者不相分節ハ初發

打カヽリル者ヲ下手人と可致事」

〔三二〕

〔未書〕「卅一」 怪我ニ而人を殺ル者

一 怪我ニ而人を殺或ハ疵付ル者打擲之律ニ因

而贖を取其者江被下置ル事

59 一 途中車馬にて人を過者緩怠之事無之者怪我

ヲ以沙汰可致ル事若不慎之義於有之ハ打擲

之律を以刑を可加筆

〔書入〕「斟酌ニ牛馬ヲ引カケ人ヲ殺ル者斬罪。右

ノ仕方ニテ疵を得ル者打擲ノ律ヲ以テ疵ノ

多少ニヨリ刑を加可申事但ケカニテ疵付ル

ヘハ贖ヲトリ疵ヲ得ル者ニ被下ル事」

60 一 危キ仕業ヲ致因て人を殺ル者贖ニ難相成打

擲之律ヲ以刑加可申事

一 嘴咷等ニ因而傍人を殺疵付ル者嘴咷ニ而人

ニ疵付ル与可為同然事

61 一 若又強而人を殺さんとして過而別人を殺疵

付ル者ハ謀殺を以沙汰可致事

〔三三〕

〔未書〕「卅二」 夫有罪之妻妾を殺ル者

63 一 妻妾夫の祖父母ヲ打擲ニ寄其夫打而因て死

ニ至ルヘハ御構無之若又強而擅ニ殺ル得ハ

鞭十五

但外之罪等ニ寄打殺者可為解死人事

64 〔マニ〕 夫妻妾ヲ打擲或ハ罵リ等致ルニ寄其妻妾自

害ル者不及御沙汰事

但重キ疵等負せル節ハ夫妻妾を打擲之律

ニ依而沙汰可致事

〔未書〕「卅三」 人を過ル而死を致ル者

〔書入〕「人ヲ逼セ其人ニ自殺致サセルハ人殺モ同

様ニ付此ヶ条死罪〔出損〕可被仰付ル哉。御用

人

65 一事ニ依而人ヲ逼リ其人自殺致ひ者鞭十五并

金二両を出さしめ死去之家江被下置事若姦

ヲ行盜致ため人を逼死を致ひものハ獄門

67 一内済之為賄を取り者ハ錢之高ヲ以竊盜ニ準
殺祖父母父母内済ひ者鞭九常人之内済ハ鞭
重方ニ而沙汰可致事
三一本ニヘン五

但父母殺され賄取ひ者死罪

〔三四四〕

〔朱書〕
卅四

人殺之者内済ニ致ひ者

〔書入〕但村役町役加談ひカ又ハ乍存於不訴出ハ

過料三貫文五軒組合一組ぶ三貫文」

〔書入〕御定書二人殺ヲ取扱ひ者有之内證ニテ事

濟殺ひ者為立退ひ義迄乍存於不訴出ハ名主

追放組頭所拂ト御座ハ右同御定書ニ親被殺

〔書入〕死カイ見届ねハ共物入ヲ

〔書入〕厭村役等相談ノ上於不訴出ハ當人遠名

主輕追放組頭所拂ト御座ハモ人殺内済ノ

内祖父母以下血脉ノモノ被殺ヲ他人ノ被殺

シト同様ニ御刑法相定ムテハ不相當ノ様ニ

奉存ひ間寛政ノ御例ニシタカヒ此度親族被

殺ノ節内済致ひ者親族ノ輕重ニシタカヒ夫

々御刑法相定申ム」

一祖父母父母人之為ニ殺され内済致ひ者徒一

年半鞭三千夫被殺而内済致ひ者同然伯叔父

兄姉ハ二等ヲ減可申事若子孫人之為ニ被

姑十七歳七里追放

〔朱書〕
二

〔三四五〕

〔朱書〕
卅五

打擲

68 一同居或ハ同行之人初より其人ヲ謀て害せん
とする事乍存不留もの并殺されひ後不訴者

鞭十五

〔三四五〕

〔朱書〕
卅五

一喧咲打擲ハ疵ノ輕重ヲ以罪ヲ定ム

一手足或ハ外之物ヲ以打擲致ひもの戸メ十五日
疵付ムヘハ戸メ廿日

但打打不破いとも青赤ニ腫ムヲ疵与定ム

一血鼻口之内より出或ハ内損血ヲ吐ム者鞭九

不淨之物を以人之頭面ヲ汚ム者右同

本二十ト有之ム

一歯式枚手足之指毫本ヲ折一日ヲ傷并耳鼻傷
ム者鞭十五湯火ヲ以人傷ム者不淨ヲ以人之

76

喧咷ニ而双方疵得ニ節双方之疵相改疵輕重
一喧咷ニ而双方疵得ニ節双方之疵相改疵輕重

右条々之科人大勢ニ而犯ニ節其内疵付ニ
者を重罪ニ致ニ事本趣意企ニ者ハ疵付不
申ニ共其次之科ニ申付ニ事但疵を得ニ者
死ニ至リハハ同行之内人ヲ殺不留之律
ニ依而鞭十五

右条々之科人大勢ニ而犯ニ節其内疵付ニ
者を重罪ニ致ニ事本趣意企ニ者ハ疵付不
申ニ共其次之科ニ申付ニ事但疵を得ニ者
死ニ至リハハ同行之内人ヲ殺不留之律
ニ依而鞭十五

75
一両手足ヲ折或ハ両目を潰し或持病等有之處
因之廢疾ニ至ら志むるもの并人之陰陽を傷
ひ者ハ徒一年半鞭三十右科人家財半分を以
疵得ニ者江被下置ニ

76
一歎武枚指武本以上ヲ折ニ者鞭十八
一人之骨を折并両目ヲ傷或ハ婦人之胎ヲ墮并
一切之刃物之切疵鞭廿四一本五里追放ヲ加
但兵器にても柄ヲ折ニハ刃物ニハ無之事
〔朱書〕「ツブシ」一本

77
一手毫本足毫本ヲ折或毫目を潰ニ者ハ鞭三十
〔朱書〕「ツブシ」一本
一十里追放ヲ加

〔三六〕

〔朱書〕
〔卅六〕

疵療治之事

ニ而罪ヲ定ニ事尤跡々手下シ理直方ハ二等
を減可申事
〔書入〕
「御定書安永ノ御例對酌ニ喧咷口論ニテ人
ニ疵付不申ニ共諸道具ヲ痛ニ者痛損ノ道具
代為差出戸メ十五日」

79

一手足其外之物ニ而輕キ打疵ハ廿日限金創火
毒者三十切手足ヲ折リ骨折痛婦人之堕胎八

一七五

五十日

一妻夫を打擲致ひ者ハ鞭十五折傷以上之疵ハ
平人より三等を加へ可申事一目潰し以上ハ
斬罪死ニ至リムヘハ疎

〔三七〕 〔朱書〕
「卅七」 勢ヲ以人を縛り打擲致ひ者

80 一争論ニ依而人ヲ縛り打擲致或ハ於私家二人

ヲ押籠等致ひ者鞭九若猶重リ内損ニ而血吐

ム以上ニ至リムヘハ平人打擲より二等ヲ加

可申事尤自身手ラ下し不申ムとも差圖致
者ハ本罪ニ可致事

但差圖を受手ヲ下しム者ハ一等ヲ可減事

〔三八〕 〔朱書〕
「卅八」 下人主人ヲ打擲致ひ者

81 一下人として主人ヲ打擲致ひ者獄門死ニ至リ

ムヘ者鋸引輕我ニ而殺ムヘハ斬罪怪我ニ而

疵付ムヘハ徒二年半鞭三十

82 一主人下人ヲ打擲致ひ者輕キ疵ハ御沙汰ニ不

及ム事折傷以上之疵ハ平人打擲より四等を

減可申事死ニ至リムヘハ鞭十八輕我ニ而殺
ムヘハ御沙汰ニ不及事

〔三九〕 〔朱書〕
「卅九」 妻妾夫を打擲致ひ者

一妻夫を打擲致ひ者ハ鞭十五折傷以上之疵ハ
平人より三等を加へ可申事一目潰し以上ハ
斬罪死ニ至リムヘハ疎

〔四〇〕 〔朱書〕
「四十」 兄弟之打擲

83 一若妾ハ夫并妻ヲ打擲致ム得ハ又一等を加可

申事死ニ至リム得ハ疎尤加る者ハ加へ而死

ニ入ム事

84 一夫妻ヲ打擲致ひ者折痛以上ニあらされハ御

沙汰ニ不及事右已上ハ平人より二等を減可

申ム事死ニ至リム得ハ又二等減可申事死ニ至リム

上ニ至リム得ハ又二等減可申事死ニ至リム

一本十里追放

得ハ鞭三十妻の妾を打擲致ム得ハ夫之妻を

打擲致ム與同様之事怪我ニ而殺ムハ、其證

疵付ムヘハ鞭三十折傷ハ徒一年半刃傷及手

足ヲ折一日ヲ漬以上ハ斬罪死ニ至リム得ハ獄

門伯叔父姑ヲ打擲致ム者同様之事怪我ニ而

85 一弟并妹として兄姉ヲ打擲致ム得ハ鞭二十七

一本十里追放ヲ加

疵付ムヘハ鞭三十折傷ハ徒一年半刃傷及手

足ヲ折一日ヲ漬以上ハ斬罪死ニ至リム得ハ獄

殺或疵付ハ者本殺傷之罪二等ヲ減可申事尤
贖ニハ難相成

88
一兄姉之身として弟妹を打擲ニ而殺伯叔父姑
之甥姪を打擲ニ而殺ハ者鞭三十怪我ニ而殺
一本二十里追放ヲ加

證據分明ニ於てハ御沙汰ニ不及事

89
一子孫として祖父母父母ヲ打擲致ハ者并妻と

して舅姑ヲ打擲いたしム者獄門死ニ至リム
得ハ鋸引怪我ニ而殺ハ者一本罰

90
一祖父母父母子孫を打擲ニ而殺ハ者鞭十五繩

母者一等を加可申事

但子孫祖父母父母を罵り或ハ打ハニより

依之打擲致死ニ至ムヘハ御沙汰ニ不及怪

我ニ而殺ハも同様之事

〔四二〕

〔朱書〕
「四十一」師匠ヲ打擲致ハ者

91
一師匠ヲ打擲致ハ得ハ平人ニ二等ヲ加可申事

〔四二〕

〔朱書〕
「四十二三」父母人ニ打擲致され其子孫打返ハ者

92
一祖父母人之為ニ打擲せられ其子孫救ハ為め

〔四三〕

〔朱書〕
「四十四」竊盜

打返ハ者輕キ疵ハ御沙汰ニ不及折傷以上ニ
至リム得ハ平人之打擲より三等を減可申事
死ニ至リム得ハ定法之通可為下死人事

盜賊

93
一盜致ハ者入墨之上盜取ハ高ニ應輕重罪科ニ

可行事

定

一十メ以下

一十メ以上

一二十貫以上

一三十貫以上

一四十貫以上

一五十貫以上

一六十貫以上

一七十貫以上

一八十貫以上

一九十貫以上

墨入鞭三

鞭六

同九

鞭十二

同十五

同十八

同二十

同廿四

同廿七

徒半年同三十

〔四四〕

〔朱書〕「十五」御城中江入盜致る者獄門

96 一御城中へ忍入盜致る者獄門

但實政十一年未ノ四月表坊主棟方嘉林隱居之後病屈ニ而御城中江紛入るニ付死罪

一等許徒刑ニ被仰る例

〔四五〕

〔朱書〕「十六」自分預物を私曲致る者

97 一御預ケ物ヲ致私曲盜取ル者首從差別無之盜

取ル錢高を以罪ヲ定ル事尤幾人ニ而も分ル
而も分ケ前之高ニ不抱盜取ル本高ヲ以一人
每ニ罪加可申事

定

入墨
鞭九

一 二貫五百文以下
一 二貫五百文以上
一 五貫文以上

鞭九
鞭十二

一 七貫五百文以上
一 十貫文以上

鞭十八
同廿一

一 十二貫五百文以上
一 十五貫文以上

同廿四
同二十七

一 十七貫五百文以上

同三十

94

95

一盜ニ入ル者財物ヲ取不申ルヘハ鞭三墨入御
許
但人之土藏を破或盜ニ入ル次第ニ寄大盜
ニ紛無之ルハ、財物ニ不抱入墨鞭三十
一入墨之義脇ヘ廻し幅三歩程入墨可致尤初度
ハ右脇に彫リ二度目ハ左ニ彫三度ニ及ルヘ
ハ不寄多少斬罪

〔四六〕

〔朱書〕
〔四七〕

御藏之財物盜取ひ者

〔書入〕
〔上ノ物ヲ預ト御藏之物ヲ預ト同様相聞ニ

御仕置も同様ニテ可然奉存。御用人」

一 御藏之財物盜取ひ者并御藏廻之者共御藏之
財物を致私曲ひ者首從之差別無之盜取ひ錢

高を以罪ヲ定ひ事尤幾人ニ而分ひ而も分前

之高ニ不拘高 本を以罪ヲ加ひ事尤一人每
ニ罪加ひ事

定

一 五貫以下

入墨
鞭六

一 五貫以上

鞭九

一 十貫以上

同十二

一 十五貫以上

同十五

98

〔四七〕

〔朱書〕
〔四八〕

強盜

一 追剥強盜之者既ニ行ひヘハ則物を取不申ひ
共徒一年半鞭三十既ニ財物取ひヘハ同類不

但御藏廻リ之者致私曲ひ得者死罪代リ徒
二年鞭三十

一 五十五貫以上 徒一年半同三十

一 八十貫以上 斬

但御藏廻リ之者致私曲ひ得者死罪代リ徒
二年鞭三十

100

一 盜ニ忍入ひ者其家之人江手向致或ハ疵付ひ
ヘハ強盜之御仕置たるべき事
但同類之者助力不致者竊盜ヲ以可致沙汰

二十貫文以上 徒半年同三十

二十五貫文以上 徒一年同三十

三十貫文以上 徒一年半同三十

四十貫文以上 死罪代リ同三十徒二年

〔書入〕
〔追加 但四十貫文已上其趣意重キハ卅宣

御沙汰ノ上死罪ニ入可申事〕

廿貫以上 同十八

廿五貫以上 同廿八

三十貫以上 同廿四

三十五貫以上 同廿七

四十貫以上 同三十

四十五貫文以上 同廿七

五十貫以上 同三十

五十五貫以上 同三十

八十貫以上 同三十

〔朱書〕「八ノ字ノ誤り也」

事

101 一若竊盜曰ニ財物ヲ捨逃去を其家人追掛因而

手向致ひ者ハ不用此律科人手向致ひ律ヲ以

刑ヲ加ひ事

〔五一〕

一馬盜賣致ひ者斬罪

盜柵

108 一盜柵取ひ者柵取之多少を以御藏之財物ヲ盜

取ひ律ヲ以刑を可加事

〔四八〕

「朱書」十九白昼人之物を搶奪取ひ者

102 「朱書」二十ノ字
〔書大〕
一白昼人之ものを奪取ひ者鞭三十若取ひ品之

高多ひハ、竊盜之罪三等を可加事從之者ハ

一等可加事

一又難船等之節便ニ乗し乱妨致ひ者同様之事

一喧嘩等致因而財物ヲ奪取ひ者又同様之事

103 104 105 一巾着切之類搶奔ニハ無之ハ竊盜之律ヲ以刑
を加ひ事

〔四九〕

106 一盜之為火を付ひ者火刑但燃立不申ひヘハ斬罪

107 なし

〔五〇〕

「朱書」五十馬盜

〔五一〕

110 一御留山ニ而柴薪等盜伐ひ者過料一貫文尤伐

111 112 113 114 115 116 一出高多ひ得ハ差積一倍之過料可申付事御留
山ニ無之ハとも御停止木伐取ひもの同様之
事

〔以下欠く〕
但松一本之代小杉百本杉雜木一本代小杉

五十本

一伐荒之場所へ植付不相成ひ所ハ手寄の空山

見立植付ひ様尤植付多時ハ三ヶ年五ヶ年之

内

右ハ已ノ年済
〔貼紙〕
一伐荒過料定

當人不相分節ハ杉檜之類伐採本ニ付小杉百
本雜木同毫本ニ付小杉五十本之代錢ニ而村
過料也

但小杉壱本代二文定

右、當時之御振合ニ而以前ハ伐 壱本ニ付
為過料小杉百本ヲ、植付被仰付ルヘ共御止

之上前書過料錢

此点羽写本字消ル故闕字多有其儘写置

レ

〔五二〕

〔朱書〕
「五十一」

流失流木盜揚ル者

115 一出水之節流失流木取揚ル者見分之上五ヶ一

山師より相渡可申事若隠置ル而見出ル節隠

木多少を以過料為差出ル事

定

一貫貳百文

一下十本以上
一上十本以下

一貫八百文

一二十本以上
一三十本以上

二貫四百文

一四十本以上
一五十本以上

三貫六百文

一六十本以上
一七十本以上

四貫八百文

一八十本以上
一貫文

五貫四百文

死ニ至リルヘハ鞭三

一九十本以上
一百本以上

六貫六百文
七貫二百文

〔五三〕

〔朱書〕
「五十二」

田烟之穀物ヲ盜取ル者

116 一田烟之穀物を盜取ル者竊盜ニ準多少ヲ以て

罪ヲ定ム事 但入墨同様之事

一柴草木石之類人功ヲ以伐取積置ルヲ擅ニ取

ル者是又同様之事 但入墨許之

文化三年寅十一月御沙汰

山野ヘ野火付ル者住居之町在引廻之上鞭十

五若本人相知連不申ル得ハ其領分之村所過

料為差出ル事

但過料之定郡方別帳ニ條例有之

〔五四〕

〔朱書〕
「五十三」

夜中無故人家へ入ル者ハ鞭三若其家人則時

殺ル節者御構無之若又既ニ捕置擅ニ打擲致
疵付ルハ、平人打擲より二等を減罪行ル事

死ニ至リルヘハ鞭三

〔五五〕

〔朱書〕
〔五十四〕 盜人之宿致ひ者

- 119 一強盜ニ宿致ひ者其身不行共財物分取ひ得ハ
 碓財物取不申ひヘハ徒一年半鞭三十
 120 一竊盜之宿致財物分取ひヘハ其身不行とも竊
 盜之首与可為同罪事財物を取不申ひ得ハ一
 等減可申事入墨同様之事

一強盜竊盜之盜物乍存買ひ者品物錢を以差積
 竊盜之律二等ヲ減罪ヲ行ひ事乍存預置ひ者

又一等ヲ減ひ事

但品物高多いとも鞭十五ニ而許可申事若

不存ひ得者御構無之ひ品物者本人江返

可申事

〔五六〕

122 一手段を設ケ人を勾引ひ者鞭三十因而人ヲ疵
 付ひ者斬罪

〔朱書〕
〔五十五〕 入墨を抜取ひ者

- 123 一盜致入墨ニ被行ひ者其後竊ニ抜ひ者鞭三
 入墨仕直可申事

〔五八〕

〔朱書〕
〔五十六〕 謀書謀判致ひ者

- 124 一御印并奉行諸役人之判を似セ造ニ諸渡物等
 盗取ひ者獄門未財物を不取者ハ死罪一等ヲ
 減可申事

〔濃朱書〕
物ノ字ノ誤ナラン」

125 一似印刑似せ手紙或古手形を取扱公私之者を
 取りひ者ハ竊盜ニ準し錢之高ヲ以罪科を輕
 重ニ依リ可行事 但入墨竊盜同様

126 一語らひ手段にて取ひ者は又竊盜同様之事入
 墨ハ許之

127 一物取ニ無之申訛之為有合之印形押ひ類者竊
 盜ニ準一等ヲ減可申事入墨許之

〔五九〕

〔朱書〕
〔五十七〕 役人を似せひ者

- 128 一在々通リ役人ヲ似セ往來之人馬賄等為差出
 ひ者鞭三十

〔六〇〕

〔朱書〕
〔五十八〕 似せ金銀ヲ造ひ者

129

一似せ金銀ヲ造ル者并私ニ錢を鑄ル者硯細工
人同罪其余加擔之者ハ死罪一等ヲ減可申事
但似せ金と乍存通用致ル者同様之事

〔六二〕

〔朱書〕
〔五十九〕 抗法賄賂之事

賄賂

枉法与〔虫損〕金銀貨財ヲ取
其罪見逃シヲ枉法贓ト云

130

一賄賂を取抗たる事越いたしム者錢之高を以
輕重之罪ニ可行事尤何人より受ル而も惣錢
押合其高を以罪ヲ相定ム事若枉法事重ムハ
、人之罪ヲ輕重いたしム律を以刑ヲ加ヘム

事

定

一 五貫以下	鞭六
一 五貫以上	同九
一 十貫以上	同十二
一 十五貫以上	同十五
一 二十貫以上	同十八
一 二十五貫以上	鞭二十一

三十貫以上

三十貫以上

同二十四
同二十七

四十貫以上

同三十

四五貫以上

(徒半年)
鞭三十

五十貫以上

徒一年鞭三十

五十五貫以上

徒一年半鞭三十

一百二十貫以上

死罪代り徒二年鞭三十

〔六二〕

〔朱書〕
〔六十〕 不枉法賄賂之事

131 一頼を受錢ヲ取ル得共抗たる事無之者惣錢之

高押合半分にして罪ヲ定ム事但一人より受ル

へハ半分〔虫損〕〔虫損〕二□事

定

〔後欠〕

本書は弘前市立弘前図書館所蔵の岩見文庫旧蔵写本の一であ
る。同館の『目録』には、

寛政律 GK三二二・五 二六

写 一冊 半紙 仮和

前半六〇項目まで 後半欠

と記す⁽²⁵⁾。登録番号は第三丁表の右下隅に捺された館蔵印による
と「岩見文庫 G六八四」とある。表紙の架蔵ラベルの他にも
一枚貼られた蔵書票には「岩見文庫、六法度文書、六三(郷)」
と記す。

縦二四・一セントル、横一七・一セントルの写本である。表紙は
近年の整理に際し、白和紙二枚を貼合せて後補したもので、右
端三カ所に穴をあけ白紐で綴じ付け、中央右寄りにボールペン
で「寛政律」と記しており、原題は原表紙とともに失われ、内
容から書名を決めたようである。

原本体裁を残す本文は、右端二カ所をこよりで綴じつけたもの
で、袋縫二八丁から成り、二九丁以下を失っている。第一丁に
「御自筆之写」を、第二丁から第四丁まで「目録」⁽²⁶⁾を収め、第
五丁から「覚」に始まる寛政律を記す。第二八丁の末尾は六二
不枉法賄賂之事、131条の中途で終わる。各丁片面十二行、一行
二十字余りで、所々に楷書を交えるが、御家流の達筆でしたた

めている。朱筆および細字による書入れが目立ち、ときに貼紙
も施して書き入れている。書入れ内容の特色としては、「御定
書」「安永ノ例」「寛政ノ例」などの記入が見られ、文化律を念
頭におく書入れとして注目したい。

表紙および本文後半を欠くのみならず、虫損もめだち、良好
な保存状態になかったようであり、伝来経路を示す手振りとし
ては、本文第一丁表右下隅および第五丁表右下隅に捺された朱
方印「官館藏」のみで、今後の検討課題としたい。

「目録」に付された朱筆の番号は、現存する六十(第二八丁
裏)までについては、本文との異同はない。ただし、一~五に
ついては本文の相当すべき位置を誤っている。十八は目録では
二行に分ち書きをするため、誤って施した「一」を朱書の際に
抹消している。番号の打誤りでは、四十二・四十三は本文で同
一個所に連ねて記す結果となっている。目次の終末で番号の打
誤りを訂正しており、当初の朱筆を白抹した上で新しく朱書を
施している。甚しいのは二度以上にわたっている。その経過を
念のために記しておく(「」は抹消された数字)。

八十二→九十 →八十九
八十三→九十一→九十
八十四→九十二→九十一

八十五→九十三→九十一→九十二

八十六→九十三

八十七→九十四

「九十五 一下人家良妻女を姦ム者」〔後補挿入〕

八十六→九十六

八十九→九十七

この最終段階で付された番号は、既紹介の寛政律の目録では

は、前号の青森県立図書館所蔵本の冒頭に記しておいた同本の表紙の裏貼紙にみられた八十一から九十七までに一致する。ただし最後に番号の付されていない「勾引」があつたが、本書には目録にない。両者の朱筆による番号が密接な関連のあることのみ指摘しておく。なお既紹介の他の目録に施された番号とは全く異なっている。篇目については、目録には「人命」のみが朱で後補されているが、定例・人命・(打擲)・盜賊・賄賂が本文中に明記されている。なお打擲については、本来「喧嘩打擲ハラハラノ輕重ヲ以罪ヲ定ム事」とある項目名を条文と誤り、上に「一」を記したため、項目名に見誤られる形となっている。

二二ははじめ35条の末尾に「御定書寛政ノ御例斟酌ニ」云々、37条つぎにこれまで付してきた共通番号によって本文の異同の概容を把握しておこう。まず項目番号は四二までは冒頭のそれをおぞいて合致するが、先に指摘したように、ここで「四十二三」

と目録とのつじつまを合わせたため、四三から四八までは一つずれて「四十四」から「四十九」に対応する。四九は106・107条ともこの位置には全く欠き、五一は朱番号を施さず、110条・111条・113条本文も欠く。したがって五二から五五は「五十」から「五四」に対応する。五六すなわち122条を欠き、五七から六二は「五十五」から「六十」に対応する。

書入れについてはのちに詳しく検討を加えることとして、ここでは文化律に関わるもののみ指摘しておく。まず冒頭の明律との対比の個所で、鞭刑および鞭刑追放について「寛政ノ御例斟酌直リ」として記載がみられる。八には「御定書ニ」と「御定書安永ノ御例斟酌」として詳しい記入がある。一〇の「但」以下も文化律である。一の「前々カタカタノ御例斟酌」以下、一二の「惣テ」以下も同様である。しかし一六にみえる「幼女者ハ」以下および「但貧困」以下は同じく文化律に関わる記事であるが、現存文化律中には収められていない注目すべき記事である。一七の但以下も文化律にみえる。

二二ははじめ35条の末尾に「御定書寛政ノ御例斟酌ニ」云々、37条の末尾に「御定書ニ云々と簡単に記していたのを改めて、三カ所に貼紙を加えて、それぞれ「御定書ニ差図ヲ致シ」以下、「安永寛政ノ御例」御定書ニ差図ヲウケ」以下、「御定寛ノ御例斟酌

ニ」以下を文化律から引いて詳しく述べたためている。しかし二三の「御定書斟酌ニ」以下は、文化律の主殺・親殺の該当個所には見当らない。二四の44条「御例斟酌」以下、46条「御定書斟酌」以下、48条「コノケ条御定書ニ」以下は文化律であるが、頭註の「律ニハ」云々の文は見られない。新たな書入れであろうか。

二六の51条「御定書」以下、52条「御定書ニ」以下、二九の「御定書ニ」以下、三〇の56条「一本ニ」以下、57条「一本ニ」以下は文化律である。

三一の59条末尾の「斟酌ニ」以下は文化律であるが、頭註の「律ニハ死ニ入不申ル」⁽²⁸⁾は新たな書入れであろう。三三の「人ヲ逼セ」以下は御用入点羽⁽²⁹⁾として、三四の「但」以下および「御定書ニ」以下も文化律にみえる。三五の73条・74条の「一本」以下、76条の「御定書安永ノ御例斟酌」以下、三六の「御定書ニ」以下、四〇の87条・88条・89条の「一本」も文化律である。四五の「追加」および、四六の「上ノ物」以下は御用入点羽として、文化律に見える。

五一の貼紙（いわゆる点羽）「伐荒過料定」は、文化律および既紹介の諸本には見えない。

註（24補）『弘前市史』藩政編（昭和三八年）の巻末、「付録史料解説」に「三四 山形家記 写本」として、「郡奉行山形

宇兵衛（長年）の自筆本。永禄年間から天保年間に至る編年史である。内容上は「封内事実秘苑」（工藤家記）の採録と思われるが、必ずしも表現は同じでない。また、本人の意見も註記されている。と記され、現存の卷数、所在を具体的に示されているが、その現存最終巻は第二七巻で文政一二年一二月までの分である。この筆者が（23）（24）に見える人物であろう。

（25）弘前市立弘前図書館『岩見文庫郷土資料目録』その一（昭和三六年）、二八頁。

（26）（19）にならって、本書の「目録」の配列順を示しておく。

二丁表 上段〔一〕～〔八〕、下段〔九〕～〔一七〕

二丁裏 上段〔一八〕～〔二七〕、下段〔二八〕～〔三七〕

三丁表 上段〔三八〕～〔四六〕

下段〔四七〕～〔四八〕、〔五〇〕、〔五一〕～〔五三〕、

〔五五〕、〔五七〕、〔五一〕～〔五八〕～〔六〇〕

三丁裏 上段〔六一〕～〔七一〕、下段〔七二〕～〔八一〕

四丁表 上段〔八三〕～〔八五〕、〔八七〕～〔九一〕、〔一〇〇〕

下段〔九二〕～〔九九〕

（27）「宮館藏」印は、後に紹介する同じ岩見文庫の文化律の本にも見え、本書の書入れについても検討を要するが、詳しく述べる。

（28）「御用入点羽」という表記は『要記秘鑑』所収「文化律」のみの表記法であり、岩見文庫本、および中村本には、本書に該当する個所は表現を異にする。詳細は「文化律」の紹介において述べる。

〔補記〕三浦次磨氏旧蔵・青森県立図書館所蔵資料について（前号参照）

前号に付載した弘前藩法の電子複写本三種については、原本の所在を確かめた上で説明を施す予定であったが、今日に至るも明らかでない。そこで今回は簡略に説明を補うこととする。将来の訂正を期することはいうまでもない。

いずれも複写に際しては、文字の部分を中心に見開きでA3版用紙に電子複写されており、原本はA4版よりは大きいと考えられる。1『御刑罰御定』（以下、1と称する）に酷似する既紹介の弘前図書館蔵『御刑罰御定（安永律）』は三一・四×二二・八センチの大本であったが後で述べる理由とも合わせ、いずれもほぼこれに匹敵する大本であろう。ちなみに印影からの計測値を示すと、1は縦二九・七センチ以上、横二二・〇センチ以上。2『隠商過料定牒』（以下、2と称する）は縦二八・五センチ以上、横二〇・二センチ以上。3『人別方御用取扱条例・人別調方取扱条例』（以下、3と称する）は縦二九・〇センチ以上、横二一・〇センチ以上である。このように大本であることから、本文はいずれも御家流すなわち当時の公用文体の達筆で鮮明に記されており、見るからに藩庁で用いられた（あるいは所蔵された）正本の一と推定できる。ことに3には関係者多数の押印があることも一証したい。

それぞれの表紙には、本来の所蔵あるいは関係機関名を記す。すなわち、1には左下に「町奉行所」の貼紙、2には同じく左下に寄せて「戸数方」と記し、3は表題中に「人別方」および「人別調方」の名をあらわす。1の町奉行所といえども、幕府の町奉行所が江戸町奉行所を示すのと同様、津軽藩では弘前城内三の郭にあった弘前町奉行所を指し、青森町奉行所以下各地のそれとは区別されている。2の戸数方は寛政律156条但書に見えるものであるが、設置時期、所属およびあとの人別方等との関係は未調査である。3の人別方については寛政改革に際し「寛政三年四月九日、戸数人別諸職諸業改めが命ぜられ、松田常蔵・角田弥六・伊藤衛門八の三人が人別調役となつて調査なし」（『弘前市史』藩政編、七三七頁）「寛政六年になつて、一三一〇余冊の戸籍簿として出来上り（中略）、町奉行支配下に『人別方席』が置かれた」（同一八二頁）ものである。ときに入別調方とも称したのであろうか、未詳である。なお、職制上、町奉行に付属する「人別調役」四名は、他に「刑法方」も兼ねていた（同二〇四頁）ことを留意しておきたい。いずれも町方支配を中心とした民政に関わる重要な機関であり、三種の書が偶然に蒐められたものではないことを窺わせる。

1が弘前図書館本と並ぶ二冊目の『安永律』であり、その体裁からも、さらに貼紙から旧所在を明瞭にすることからも、貴重な書であることはいうまでもない。前稿に孤本として紹介した内容を改め得るのを喜ぶとともに、一日も早く原本を実見したいものである。黒瀧十二郎氏は近著『津軽藩の犯罪と刑罰』（昭和五九年）で、弘前図書館蔵の安永律について「これは体裁・紙質・字の大きさ等から推して藩日記と同程度であり、原本と思われる」（一四八頁）と述べられたが、複写本とはいえ、町奉行所に備えられていた本書の出現によって、蝦名庸一氏・黒瀧氏らを初めとする従来の説が裏付けられたことになる。あたかも幕府の『棠陰秘鑑』が正本としては十三部のみに限られていたように、弘前藩厅においても関係諸機関に限定して配布されていた正本（ないしはこれに準ずる副本）の1が、町奉行所旧蔵本であり、また岩見文庫本であったのではないか。両本に見える字配り、仮名遣いの異同は筆写時の許容範囲内と見てよいのであろうか。

2が寛政律156条に「過料之定戸戸数方条例有之」と指すものであることは、本書の表紙に記す「戸数方」の文字で初めて確かになった。あるいは戸数方は寛政改革で設けられた新設の官として一連の経済統制にあたる隠商取締も担当したのであろう。

か。元文三年五月十九日の藩日記に戸数の調査開始を記すが、この方面の作業の中心は前記のように人別方が一時中心となつており、戸数方については今後調査していきたい。なお、本書については、黒瀧氏が近業『後期刑政の展開——寛政律・文化律の分析——』（長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』所収、昭和五九年）において、これを根拠とした判決例をいくつか挙げられたが、その註で、本書の電子複写本が弘前市八木橋文庫にも所蔵されていることを指摘された（三一六頁）。おそらく三浦本と同じものであろうが、未見である。

それぞれの作成時期は、1は表紙にみえる安永四乙未年八月（一七七五年）、2は同じく表紙の寛政八丙辰年二月（一七九年）で、丑六月（寛政五年）・寅八月（寛政六年）・卯十一月（寛政七年）発布の規定を合わせている。3の前者は寛政七乙卯年二月（一七九五年）で、後者は年月を欠く。もし三者が形態上密接な関連を有するとすれば、ある時期（寛政改革のさなか）に法典整備と機構整備が試みられた際の作成になろう。

校正中に三浦次麿氏の訃報をぬいた夫人のお手紙で知った。昭和六年（一九八六年）四月一四日、八十九歳で逝去された由である。御生前に本稿をお手元に届けられなかつたのが残念である。あらためて氏の学恩を謝し、御冥福を祈りたい。

〔補訂 1〕京都大学日本法史研究会編
『藩法史料集成』(創文社、昭和五五年) 所収
「弘前藩御刑法(牒)」

解題

①二頁一五行目の後に改行挿入。

その後、牧健一博士は「肥後藩刑法草書の成立——殊に其の明律参酌に就て——」(『法学論叢』第四八卷第五号、昭和一八年)において、明律清律を参照して立てられた藩刑法として、紀州藩の国律および肥後藩の刑法草書とともに津軽藩の寛政律を挙げ、田部氏の報文にもとづいて寛政律の概要を紹介し(七一八頁)、京大本についてもその註で「京大日本法制史研究室には弘前藩御刑法牒があるが、之には寛政律の外に寛政以後の刑事裁判の先例を附加して居る」と触れられた(一〇頁)。

②二頁一八行目の後に改行挿入。

これらとは別に、戰後も昭和三十年になつて、布施弥平次博士は「津軽藩の刑法牒について」(『日本法学』第二一卷第一号)において、油布氏藏弘化二年筆写本をもとに、寛政律の法史学的分析を行なわされた。寛政律の個々の条文の具体的吟味を初

め、明律およびその先蹤たる中国法との比較など、紙数の都合で省略された部分を除き、寛政律そのものを対象とする最初の本格的研究といえる。しかしこの業績は直ちに後學に繼承される形にはならなかつた。

③三頁一〇～一二行目挿換。

その後も、黒瀧十二郎氏は「安永期の津軽藩刑法についての一考察—法令とその実態—」(『国史学』第九十七号、昭和五十年)、同「津軽藩の牢屋について」(『弘前大学国史研究』第六十四・五合併号、昭和五十一年)、同「津軽藩の牢屋と刑罰」(『歴史手帖』第五卷三号、昭和五十二年)、同「津軽藩『御刑罰御定』の成立に関する基礎的考察」(『森田稔学長還暦記念論集 青森県、その歴史と経済』昭和五十三年)などで刑法典を中心として刑政の実態を追究する試みを行なつてゐる。

本文

八頁上段	三行目	銅鉱山	↓銅鉛山
八頁下段	八行目	銅鉱山	↓銅鉛山
一〇頁下段一七行目	片々に	〔マニ〕	↓片々に
一一頁上段一八行目	律三ヶ条	↓律之ヶ条	

一頁下段	四行目	四四頁上段	四行目
一頁下段	五行目	四四頁上段	八行目
二頁下段	八行目	四五頁上段	六行目
五頁上段	二行目	四五頁上段	二行目
五頁下段	八行目	四六頁下段	一〇行目
九頁上段	九行目	四六頁下段	一〇行目
二頁上段	八行目	四六頁下段	一〇行目
二四頁下段	一行目	万談	則年
二六頁上段	六行目	則年	寅年
二七頁下段	八行目	友々	寅年
三〇頁上段	七行目	大部	寅年
三〇頁上段	六行目	度々	大都
三一頁下段	四行目	度々	大都
三一頁下段	九行目	家跡	家部
三三頁上段	九行目	文化之	文化三
三五頁上段	六行目	文化之	文化三
三五頁上段	六行目	文化之	文化三
三五頁上段	九行目	文化之	文化三
三五頁下段	二〇行目	文化之	文化三
三九頁下段	六行目	手足を打×	死骸漬
四一頁上段	九行目	手足を打×	死骸漬
四三頁上段	九行目	手足を打×	死骸漬

(註) 牧・布施両博士、とくに後者の業績を逸したことは小生の疏漏であり、迂闊にも『日本法学』を繰り直していて発見した次第である。『藩法史料集成』再版の折にでも訂正を同期していた。ところで八四年夏、黒瀧十二郎氏の労作「後期行政の展開——寛政策・文化律の分析——」(長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』所収、昭和五九年)の冒頭に整理された研究史が小生の「解題」を踏まえておられ、小生の怠慢が黒瀧氏にも御迷惑をおかけする結果となつたのを知った。その後、二、三の発表の機会を見送ってきたが、研究の進展状況を見て、今回このような形でお詫びをかねて報告する。

なお、「藩法史料集成」刊行後の黒瀧氏の主要な業績としては、他に「津軽藩の司法制度史考」(弘前大学国史研究第七三・七四号、昭和五七年)、「津軽藩の犯罪と刑罰」(昭和五九年)、「津軽藩黒瀧藤太について——昌平坂学問所・藩校における活動——」(弘前大学国史研究)第七七号、同年)、「津軽藩の僧侶・神官に対する刑罰」(弘前大学国史研究)第八〇号、昭和六一年)などがある。

中沢巷一教授および京大日本法史研究会の諸兄を初めとする関係者、同学の方々にも謝しておきたい。